

いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場激励金交付要綱を次のように制定する。

令和8年4月1日

いわき市長 内 田 広 之

いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツの普及振興を図るため、国際大会、全国大会又は東北大会に出場する選手及び団体に激励金を交付することを目的とする。

(交付対象事業)

第2条 この要綱において激励金の交付の対象となる大会は、次に掲げる大会とする。

- (1) 国際大会（オリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会、ユニバーシアード大会等で国内外予選会又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体の推薦により参加するものをいう。）
- (2) 全国大会（文部科学省、都道府県、公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体（次号において「文部科学省等」という。）が主催又は共催する大会で、大会要項等において全ての都道府県を対象とするものであり、かつ、第4号及び第5号に掲げる大会を除くものをいう。）
- (3) 東北大会（文部科学省等が主催又は共催する大会で、大会要項等において東北地方の6県又は当該県数を超える都道府県を対象とし、かつ、全国大会に該当しないものをいう。）
- (4) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
- (5) 全国高校選手権大会（50人以上の応援団を伴うものに限る。）
- (6) その他市長が特に必要と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、予選大会を行わず前項各号に掲げる大会に出場し

た場合（選抜により国、東北地方又は福島県を代表して出場する場合を除く。）は、激励金を交付しない。

（交付対象者）

第3条 この要綱において激励金の交付の対象となる者は、前条各号に掲げる大会に出場する選手（選手登録されている者に限る。）であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、同一大会において、いわき市、いわき市教育委員会若しくは他の団体（以下「いわき市等」という。）又はいわき市等から補助金等を受けている団体から他の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けているものを除く。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に住所を有する者によって構成される団体
- (3) 本市出身者で特に市長が認めるもの

（激励金の額）

第4条 激励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（団体にあつては、出場登録者数に当該各号に定める額を乗じて得た額）とする。

- (1) 国際大会に出場する場合 選手1人につき30,000円（選手が10人を超える場合にあつては、300,000円）
- (2) 全国大会に出場する場合（高校生以下が出場する場合に限る。） 選手1人につき15,000円（選手が14人を超える場合にあつては、200,000円）
- (3) 全国大会に出場する場合（前号に規定する場合を除く。） 選手1人につき15,000円（選手が7人を超える場合にあつては、100,000円）
- (4) 東北大会に出場する場合（高校生以下が出場する場合に限る。） 選手1人につき8,000円（選手が13人を超える場合にあつては、100,000円）
- (5) 東北大会に出場する場合（前号に規定する場合を除く。） 選手1人につき8,000円（選手が8人を超える場合にあつては、60,000円）
- (6) 国民スポーツ大会又は全国障害者スポーツ大会に出場する場合 10,000円
- (7) 全国高校選手権大会その他市長が特に必要と認める大会に出場する場合市長が別に定める額

（申請書の提出期限等）

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、激励金交付申請書（第1号様式）

に、次に掲げる書類を添え、当該交付対象事業を行おうとする日前10日までに提出しなければならない。

- (1) 当該交付対象事業の大会要項
- (2) 当該交付対象事業の参加者名簿
- (3) 予選大会の成績表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(激励金の交付決定)

第6条 市長は、激励金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、激励金を交付すべきものと認めるときは、激励金の交付を決定する。

2 市長は、激励金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を激励金決定通知書（第2号様式）により、申請をした者に通知する。

(変更の承認)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、出場登録者数を変更しようとするとき、又は交付対象事業に出場しなくなったときは、遅滞なく激励金交付事業変更・中止申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、当該申請が適正であると認めるときは、速やかに承認の決定をし、激励金交付事業計画変更・中止承認通知書（第4号様式）により、交付対象者に通知しなければならない。

(激励金の交付請求)

第8条 交付対象者は、激励金の交付を受けようとするときは、激励金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付対象者は、当該交付事業が完了した日から起算して15日以内に激励金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該交付事業に出場したことを証明する書類
- (2) 当該交付事業の成績表
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(激励金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により激励金実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の内容を審査し、激励金の交付の決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき激励金の額を確定し、激励金確定通知書（第7号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

(激励金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付対象者が、不正な行為により激励金の交付を受けた場合は、激励金の交付決定を取り消すことができる。

(激励金の返還)

第12条 市長は、激励金の交付の決定を取り消した場合において、既に激励金が交付されているときは、交付申請者に対し、激励金返還命令書（第8号様式）により期限を定め、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。